

平成13年8月29日
金 融 庁

「金融庁による改革工程表」について

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（6月26日閣議決定）を踏まえ金融庁が行う改革について工程表を取りまとめましたので発表します。

なお、当該工程表は、第16回経済財政諮問会議（8月28日）における柳澤大臣提出資料に示された工程表を補足するものです。

お問い合わせ先		
金融庁	総務企画局	政策課
濱田		03-3506-6179
土居		03-3506-6048

不良債権部分の工程表(今後のスケジュール)

項目名	不良債権の確実な最終処理と処理状況の厳格な点検		私的整理のガイドライン
<p>平成13年7月 (2001年)</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>平成14年1月 (2002年)</p> <p>2月</p> <p>3月</p>	<p>主要行に対する「年1回検査」、「フォローアップ検査」の実施</p>	<p>緊急経済対策に沿って、主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分2年、新規発生分3年でオフバランス化</p> <p>上半期におけるオフバランス化状況の点検 不良債権問題全体の改善状況の把握(不良債権比率、与信費用比率等)</p>	<p>(6月29日)</p> <p>全銀協、経団連等をメンバーとするガイドライン研究会において中間とりまとめを公表</p> <p>▼</p> <p>9月末を目途に最終的なガイドラインの策定</p> <p>ガイドラインを活用した私的整理の実施</p>
<p>平成14年度 (2002年度)</p>	<p>▼</p>	<p>半期毎にオフバランス化状況の点検・改善状況の把握</p>	
<p>平成15年度 (2003年度)</p>		<p>半期毎にオフバランス化状況の点検・改善状況の把握</p>	
<p>平成16年度 (2004年度)</p>		<p>半期毎にオフバランス化状況の点検・改善状況の把握</p>	<p>▼</p>

不良債権部分の工程表(今後のスケジュール)

項目名	RCCを活用した不良債権処理、企業再生			
	信託方式による 不良債権引受	企業再生関連	53条買取関連 見直し	不良債権・担保不動産 の証券化
平成13年7月 (2001年)				
8月	信託兼営認可申請			証券化案件への 積極的な取り組み
9月	RCC信託業務 準備室設置 検討・審査	RCC企業 再生対策 準備室 設置	検討	
	認可取得			9月に第1号案件の 証券発行
10月	営業開始			
11月		具体的組織 拡充の実施	検討結果を踏ま えた買取条件変 更等の実施	
12月				
平成14年1月 (2002年)				
2月		具体的案件 の実施	具体的案件 の実施	
3月				
平成14年度 (2002年度)				
平成15年度 (2003年度)				
平成16年度 (2004年度)				

「証券市場の構造改革プログラム」(8月8日発表)の改革工程表

	スケジュール			法令改正等	備考
	①	②	③		
1. 個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備					
(1) 証券会社の営業姿勢の転換方策					
① 行為規制違反の全処分の公表	○				
② 個人投資家中心のビジネス・モデル奨励	○				
③ 証券外務員の資質の定期的チェックシステム	○			証券業協会の規則改正	
④ 株式投信の乗換え勧誘改善ルールの導入	○			内閣府令改正	
(2) 行政による市場監視の強化					
① 監視委員会等による個人重視の行政の展開					
・ 個人投資家の「三つの不信」を削除	○				
・ 厳格な行政処分実施	○				
② 監視委員会の体制・機能強化					
・ 人員増強	○				8月末に14年度機構定員要求を提出
・ インターネット取引への対応強化	○				
③ 検査局と監視委員会の連携強化					
・ 合同検査の実施等	○				
・ 証券検査マニュアルの適用開始			○		10月1日より適用

(注) スケジュールは、①直ちに取り組める事項(9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③10月以降にすること(②を除く)、で分類

	スケジュール			法令改正等	備考
	①	②	③		
(3) 市場インフラの整備					
① ディスクロージャーの充実・強化					
・EDINETの充実			○	政令改正 内閣府令改正	14年6月1日までに 政令改正等
・目論見書の電子交付の促進	○			内閣府令改正	10月1日を目途に 施行
・監査基準の整備			○		13年末前後に取り まとめ
・審査・監視体制の強化	○				8月末に14年度機 構定員要求を提出
② 不公正取引ルールの明確化					
・金庫株解禁に伴うセーフ・ハーバー・ルールの整備	○			内閣府令制定	10月1日を目途に 施行
・インターネット取引ルール等の整備			○		証券業協会におい て検討
③ 証券決済システム改革の推進				法律改正	可及的速やかな対 応を検討中
④ 株式の投資単位の引下げの具体化	○			取引所等の規則改 正	
⑤ 公開前規制の緩和	○			取引所等の規則改 正	
(4) 自主規制機関による市場監視の強化					
① 検査・処分の厳格化・迅速化	○				
② 証券外務員等の処分の公表の実施	○				
③ 苦情処理・紛争あっせん手続の積極的活用	○				
④ 苦情処理・紛争解決内容の積極的公表	○				
⑤ 証券会社の内部管理体制の強化	○				

(注) スケジュールは、①直ちに取り組める事項(9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③10月以降にすること(②を除く)、で分類

	スケジュール			法令改正等	備考
	①	②	③		
(5)発行企業の株主重視の経営姿勢の確立(取引所等への検討要請)					
①決算短信等におけるROE等の目標設定・向上への具体策の公表	○				
②決算短信等における企業統治充実策の公表強化	○				
③四半期短信等による情報開示促進	○				

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③10月以降にすること(②を除く)、で分類

	スケジュール			法令改正等	備考
	①	②	③		
2. 魅力ある投資信託の実現					
(1) 魅力ある投資信託実現のための環境整備					
① 分かりやすい目論見書への記載内容改善					
・重要事項の分かりやすいディスクロージャー			○	内閣府令改正	
・運用に直接関係ない事項の整理			○	内閣府令改正	
② 目論見書の電子交付の促進(前掲)					
③ 投信手数料等の引下げへの環境整備			○	内閣府令改正	
④ 株式投信の乗換え勧誘改善ルールの導入					
⑤ 株式投信の商品販売チャネル多様化					
・ETFの範囲の拡大(*)					
・ETF銀行窓販に向けた環境整備			○	政令改正	
(2) 株式投資信託の税制改革(後掲)					
(3) 投資家に対する広報の促進					
メールマガジンの発刊等を投信協会に検討要請	○				

(*) 告示改正のほか、税務上の措置として財務省令改正が必要(8月末に要望を提出)。なお、外国株価指数を対象とする場合には、法律改正等が必要。

(注) スケジュールは、①直ちに取り組める事項(9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③10月以降にすること(②を除く)、で分類

	スケジュール			法令改正等	備考
	①	②	③		
3. 個人投資家によるリスクキャピタル供給のための税制改革(要望)				すべて法律改正	8月末に税制改正要望を提出
(1) 株式等譲渡益課税の抜本的改革					
① 申告分離課税の改善					
② 投資家にとって簡易な納税の仕組みの構築					
③ 円滑な制度移行のための経過措置					
(2) 配当課税の改善					
(3) 株式投資信託の税制改革					
① 損益通算制度の創設					
② 解約等差損の損失繰越制度の創設					
③ 長期保有株式投資信託の少額収益分配金特別控除制度の創設					
(4) 高齢者貯蓄を経済活性化に役立たせるための贈与税の特例措置の創設					

(注) スケジュールは、①直ちに取り組める事項(9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③10月以降にすること(②を除く)、で分類

	スケジュール			法令改正等	備考
	①	②	③		
4. 投資家教育					
(1) 多様な金融取引を安心・身近にするための取組み					
① 金融庁のホームページを活用した情報ネットワークの構築	○				
② 投資家に対するタイムリーな金融情報の提供					
・投資家向けQ&Aの拡充	○				
(2) 投資を身近なものにするための取組み					
① 学校における投資家教育への取組みの支援					
・金融庁のホームページにおける学校教育支援事業サイト(仮称)の新設	○				
② 投資クラブの普及促進					
・指導員制度の導入による普及促進について証券業協会に検討を要請	○				
(3) 監視当局を身近なものにするための取組み					
① 意見交換会の開催等			○		
② 投資家向けQ&Aの拡充(前掲)					

(注)スケジュールは、①直ちに取り組める事項(9月末までにできること)、②臨時国会で法改正してできること、③10月以降にすること(②を除く)、で分類